

## 新型コロナウイルス感染症対策 二本松の地酒消費拡大事業・米消費拡大推進事業実施要項

### 1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、落ち込んだ地場産品の清酒・ワインの消費拡大と米の消費拡大を図ること、また、厳しい経営を強いられている酒類製造業者、酒類小売業者、飲食店等、更には長引くコロナ禍で頑張っている医療機関、福祉施設への物的支援を行うことを目的とします。

### 2 事業内容・対象業種

#### (1) 二本松の地酒消費拡大事業（酒類配付）

二本松の清酒及びワインを無償配付します。配付する清酒及びワインは1店舗あたり1升瓶20本程度です。（宴会場の定員が50人以上の店舗は1升瓶40本程度）

【対象業種】 市内の飲食店、宿泊業

#### (2) 米消費拡大推進事業（米配付）

令和2年及び令和3年産コシヒカリ1等米（精米）を無償配付します。飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業は1店舗あたり30kg程度、宿泊業、医療機関、福祉施設は1施設あたり100kg程度です。

【対象業種】 市内の飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業、宿泊業、医療機関及び福祉施設

### 3 対象要件

- (1) 飲食店、宿泊業にあつては、ふくしま感染防止対策認定店制度において第三者認証による認定ステッカーの交付を受けた店舗（認定店）とします。
- (2) 医療機関、福祉施設にあつては、施設内で調理し、提供している施設とします。
- (3) 酒類の配付は、酒類を提供している、若しくは今後酒類の提供を予定する飲食店、宿泊業を対象とします。

### 4 同意事項

本事業の参加にあたり、次の事項について同意いただくことになります。

- (1) 市から配付された物品（酒類、米）については、上記店舗・施設等のお客様（施設利用者）に必ず提供し、転売又は譲渡及び自己の消費とはしないこと。
- (2) 市から配付された物品（酒類、米）の種類、数量に対して、異議を申し立てないこと。
- (3) 市から配付される物品（酒類、米）の受け取りに際しては、市の指示に従うこと。
- (4) 店舗等においてお客様へ提供する際に、市から配付された物品（酒類、米）のアピールに努めること。
- (5) 市が後日実施するアンケートに協力すること。

### 5 配付開始時期

12月上旬～（申込時期に応じて順次）

※ 配付に際しては、市が指定する日時、場所で申込者が受領いただくことになります。

## 6 申込みについて

配付を受けるには申込みが必要となります。配付を希望する場合は、「申込書」を下記の問い合わせ先の窓口へご提出いただくか、郵送又はファックスにより送付ください。

「申込書」については、市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、下記の問い合わせ先にて配付します。

申込期限は、令和4年1月31日までです。

※ 配付物の受取りを12月中に希望する場合は、11月15日（月）までにお申込みください。

## 7 問い合わせ

〒964-8601 二本松市金色403番地1

二本松市産業部 商工課 又は 農業振興課

電 話 0243-55-5120 (商工課)

0243-55-5117 (農業振興課)

ファックス 0243-22-8533 (産業部)